

加古川市国民健康保険高額療養費支給手続の簡素化に関する要綱

令和8年1月7日
健康医療部長決定

(目的)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第57条の2に規定する高額療養費（以下「高額療養費」という。）の支給申請において、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「法施行規則」という。）第27条の17の規定により手続を省略すること（以下「手続の簡素化」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(手続の簡素化の対象)

第2条 法施行規則第27条の16第1項に規定する月間の高額療養費を手続の簡素化の対象とする。

(対象者)

第3条 月間の高額療養費に係る支給申請の手続の簡素化をすることができる者は、高額療養費に係る療養のあった月の初日における国民健康保険法上の世帯主（以下「対象者」という。）とする。

(手続の簡素化の申出)

第4条 対象者が、国民健康保険高額療養費支給手続簡素化申出書兼同意書を提出したときは、以降の国民健康保険高額療養費支給申請書の提出を省略することができる。

(支給決定)

第5条 市長は、第4条の規定により手続の簡素化の適用を受けた者が月間の高額療養費の支給に該当した場合は、支給を決定し、当該対象者に書面により通知を行うものとする。

(手続の簡素化の解除)

第6条 市長は、対象者から申出があった場合は、手続の簡素化を解除するものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、手続の簡素化を解除できるものとする。

- (1) 国民健康保険料の滞納がある場合
- (2) 指定した金融機関の口座に高額療養費を振り込むことができなかった場合
- (3) 国民健康保険法上の世帯主に異動があり、対象者の要件を満たさなくなった場合
- (4) 対象者が死亡した場合
- (5) 申出の内容に偽りその他不正があった場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が手続の簡素化を解除することが適当と認めた場合

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和8年2月1日から施行する。